

平成30年度
福島町議会定例会
4月会議議案

福島町

議案第 1 号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 4 月 23 日提出

福島町長 鳴海 清春

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第 2 (第3条関係) 等級別基準職務表		別表第 2 (第3条関係) 等級別基準職務表	
等級	基準となる職務	等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う系の職務	1級	定型的な業務を行う系の職務
2級	1 主任の職務 2 相当高度の知識又は経験が必要とする業務を行う系の職務	2級	1 主任の職務 2 相当高度の知識又は経験が必要とする業務を行う系の職務
3級	1 課長補佐の職務 2 係長の職務 3 主任の職務	3級	1 課長補佐の職務 2 係長の職務 3 主任の職務
4級	1 課長の職務 2 相当困難な業務を処理する課長補佐の職務 3 困難な業務を処理する係長の職務	4級	1 課長の職務 2 相当困難な業務を処理する課長補佐の職務 3 困難な業務を処理する係長の職務
5級	1 相当困難な職務を処理する課長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務	5級	1 相当困難な職務を処理する課長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務
6級	困難な業務を処理する課長の職務	6級	困難な業務を処理する課長の職務

備 考

- 1 係とは、「主事、主事補、技師、技師補、保育士、保健師、栄養士、運転手、用務員」をいう。
- 2 係長とは、「係長、主査」をいう。
- 3 課長補佐とは、「次長、主幹」をいう。
- 4 課長とは、「課長、参事、局長、所長、室長」をいう。

備 考

- 1 係とは、「主任、主事、主事補、技師、技師補、保育士、保健師、栄養士、運転手、用務員、看護師、准看護師、学芸員」をいう。
- 2 係長とは、「係長、主査」をいう。
- 3 課長補佐とは、「課長補佐、次長、主幹」をいう。
- 4 課長とは、「課長、参事、局長、所長、室長、事務長、センター長、支所長」をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町税条例の一部改正について

町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年4月23日 提出

福島町長 鳴海 清春

町税条例の一部を改正する条例

第1条 町税条例(昭和30年福島町条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年当りの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第52条、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。</p> <p>(町民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 町民税は、第1号の者に対しては、均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号の者に対しては、均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によつて、第5号の者に対しては法人税割額によつて課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に</p>	<p>(年当りの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。</p> <p>(町民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 町民税は、第1号の者に対しては、均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては、均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に</p>

対しては、町民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が **125万円** を超える場合を除く。)

2 法の施行地に住所を有する者で、均等割のみを課すべきもののうち前年の合計所得金額が28万円にその者の**控除対象配偶者**及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額 _____ (その者が **控除対象配偶者** 又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額) 以下である者に対しては、均等割は課さない。

(均等割の税率)

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ **当該** _____ 右欄に定める額とする。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者 _____ は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 _____

_____ 若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に

対しては、町民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により 課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が **135万円** を超える場合を除く。)

2 法の施行地に住所を有する者で、均等割のみを課すべきもののうち前年の合計所得金額が28万円にその者の**同一生計配偶者**及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に **10万円を加算した金額**(その者が **同一生計配偶者** 又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額) 以下である者に対しては、均等割は課さない。

(均等割の税率)

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ **同表** _____ の右欄に定める額とする。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に**掲げる者** _____ は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 _____ **(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除配偶者に係るものを除く。)**若しくは法第314

条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に

規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特定認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定**によつて**控除すべき金額(以下この条において「寄付金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)については、この限りでない。

2 前項の規定**によつて**申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則**第2条第2項ただし書**の規定により、町長が定める様式による。

3 略

4 給与所得以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定**によつて**第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額、若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄付金税額控除の控除を受けようとする場合**においては**、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定**によつて**第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合**においては**、3月15日までに、**第1項**の申告書を町長に提出することができる。

6 第23条第1項第1号の者**は**、第33条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定**によつて**控除すべき金額の控除を受けようとする場合**においては**、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、町長に提出しなければならない。

規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特定認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定**により**控除すべき金額(以下この条において「寄付金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)については、この限りでない。

2 前項の規定**により**申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則**第2条第4項ただし書**の規定により、町長が定める様式による。

3 略

4 給与所得以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定**により**第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額、若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄付金税額控除の控除を受けようとする場合**には**____、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定**により**第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合**には**____、3月15日までに、**同項**の申告書を町長に提出することができる。

6 第23条第1項第1号**に掲げる者**は、第33条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定**により**控除すべき金額の控除を受けようとする場合**には**____、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、町長に提出しなければならない。

7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合**においては**、第23条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合**においては**、第23条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合**においては**、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

(特別徴収義務者)

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者**(以下この節において「年金保険者」という。)**とする。(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合**においては**、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る

7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合**には**、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合**には**、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合**には**、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

(特別徴収義務者)

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者**(次条第1項において「年金保険者」という。)**とする。(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合**には**、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る

仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合**においては**、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。**以下この節**において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

2 略

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と

____、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは、「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書

____を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合**には**、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。**次条第2項**において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

2 略

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、**「の特別徴収義務者」とある**

は「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは、「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書**(第10項及び第11項において**

「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、**租税特別措**

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所

若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、**法第 321 条の 8 第 24 項**及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を**前項**の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。**第 5 項第 1 号**において同じ。)の翌日から納付の日までの間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書が、その提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

4

5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類する

置法第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合は、法第 321 条の 8 第 24 項及び第 48 条の 12 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が租税特別措置法第 66 条の 9 の 3 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 93 の 3 第 4 項及び第 10 項の規定を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 25 項及び令第 48 条の 12 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人

又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、**法第 321 条の 8 第 26 項**及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を**第 1 項**の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。**第 7 項第 1 号**において同じ。)の翌日から納付の日までの間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書が、その提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

6

7 第 5 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類する

ものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) 略

6 略

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び**第52条第2項**において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び**第52条第2項**において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。**第52条第2項**において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び**第52条第2項**において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。**第52条第2項**において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

ものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) 略

8 略

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び**第52条第4項**において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び**第52条第4項**において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。**第52条第4項**において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び**第52条第4項**において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。**第52条第4項**において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 **法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人**

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

の町民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則第条に規定するところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又は規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書

2 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2～6 略

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則**第10条の2の10**で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に符合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第四項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2～6 略

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則**第10条の2の12**で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に符合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

(町たばこ税の納税義務者等)

第92条 略

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第93条 略

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、**第92条第1項**の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等

に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ
の本数は、**喫煙用の紙巻たばこ**の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ**当該右欄**に定める重量をもつて**喫煙用の紙巻たばこ**の1本に換算するものとする。**この場合において、製造たばこ代用品の区分については、**

- イ **葉巻たばこ**
- ウ **パイプたばこ**
- エ **刻みたばこ**
- オ **加熱式たばこ**

(2) **かみ用の製造たばこ**

(3) **かぎ用の製造たばこ**

(町たばこ税の納税義務者等)

第92条の2 略

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第93条 略

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものの(会社(たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第3条第1項に規定する会社をいう。以下この条において同じ。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造する特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、**第92条の2第1項**の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第98条において**「売渡し等」という。**)に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ**(加熱式たばこを除く。)**の本数は、**紙巻たばこ**の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ**同表の下欄**に定める重量をもつて**紙巻たばこ**の1本に換算するものとする。

当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア <u>パイプたばこ</u>	1 グラム
イ <u>葉巻たばこ</u>	1 グラム
ウ 刻みたばこ	2 グラム
略	

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア <u>葉巻たばこ</u>	1 グラム
イ <u>パイプたばこ</u>	1 グラム
ウ 刻みたばこ	2 グラム
略	

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を_____本数に換算する場合の

_____計算は、**第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等**に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を**同欄に掲げる**製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を**喫煙用の紙巻たばこ**の本数に換算する方法により行うものとする。

4 前項の計算に関し、_____製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量_____

_____に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

方消費税に相当する金額を除く。)

イアに掲げるもの以外の加熱式たばこたばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び法第467条第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を**紙巻たばこ**の本数に換算する場合又は**前項第1号**に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙たばこの本数に換算する場合における計算は、**売渡し等**

_____に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を**第92条に掲げる**製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を**紙巻たばこ**の本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、**売渡し等**に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は**前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量**に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、**売渡し等**に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの**第3項第3号ア**に定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき
5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 略

2 略

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、**第92条**の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における**第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等**に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2

の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき
5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 略

2 略

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、**第92条の2**の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における**売渡し等**

に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2

項、**第48条第3項**、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、**第52条**に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、**同条**の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により**第52条**に規定する延滞金の割合を**同項**に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る

項、**第48条第5項**、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、**第52条第1項及び第4項**に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、**これら**の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により**第52条第1項及び第4項**規定する延滞金の割合を**前条第2項**に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る

第52条の規定による延滞金については当該年 5.5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る**第52条に**

_____規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、**同条** 及び前条第 2 項の規定にかかわらず、当該年 7.3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合)とする。

2 略

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額_____ (その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 **法附則第15条第29項** _____に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 **法附則第15条第30項** _____に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

5 **法附則第15条の8第4項**に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2 略

3 **法附則第15条の8第3項**の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、

第52条の規定による延滞金については当該年 5.5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る**第52条第1項及び第**

4項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、**これらの規定**及び前条第 2 項の規定にかかわらず、当該年 7.3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合)とする。

2 略

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に **10万円を加算した金額**(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 **法附則第15条第29項第2号**に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 **法附則第15条第30項第2号**に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

5 **法附則第15条の8第2項**に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2 略

3 **法附則第15条の8第1項**の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、

当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令**附則第12条第17項**に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

4 **法附則第15条の8第4項**の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令**附則第12条第21項第1号口**に規定する補助を受けている旨を評する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

5 **法附則第15条の8第5項**の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令**附則第12条第24項**において準用する**同条第17項**に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

6 **法附則第15条の9第1項**の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令**附則第12条第26項**に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

7 **法附則第15条の9第4項**の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3

当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令**附則第12条第8項**に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

4 **法附則第15条の8第2項**の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令**附則第12条第12項第1号口**に規定する補助を受けている旨を評する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

5 **法附則第15条の8第3項**の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令**附則第12条第15項**において準用する**同条第8項**に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

6 **法附則第15条の9第1項**の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令**附則第12条第17項**に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

7 **法附則第15条の9第4項**の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3

月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第 7 条第 9 項各号**に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令**附則第 12 条第 30 項**に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令**附則第 12 条第 31 項**に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第 7 条第 10 項各号**に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令**附則第 12 条第 38 項**に規定する補助金等

(6) 略

9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第 7 条第 11 項各号**に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) (6) 略

10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第 7 条第 12 項各号**に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第 7 条第 8 項各号**に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令**附則第 12 条第 21 項**に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令**附則第 12 条第 22 項**に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第 7 条第 9 項各号**に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令**附則第 12 条第 29 項**に規定する補助金等

(6) 略

9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第 7 条第 10 項各号**に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) (6) 略

10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第 7 条第 11 項各号**に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令**附則第 12 条第 38 項**に規定する補助金等

(6) 略

11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第 7 条第 14 項**に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令**附則第 12 条第 26 項**に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～ (4) 略

(5) 施行規則**附則第 7 条第 14 項**に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令**附則第 12 条第 29 項**に規定する補助金等

(6) 略

11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第 7 条第 13 項**に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令**附則第 12 条第 17 項**に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～ (4) 略

(5) 施行規則**附則第 7 条第 13 項**に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

12 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 10 条第 2 項に規定する第四号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(土地に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第 11 条 次条から附則第 14 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額法附則第 18 条第 6 項(附則第 13 条の場合にあつては法附則第 19 条第 2 項において準用する法附則第 18 条第 6 項、附則第 13 条の 4 の場合)にあつては、法附則第 21 条の 2 第 2 項において準用する法附則第 18 条第 6 項及び第 18 条の 3)

(平成 28 年度又は平成 29 年度)における土地の価格の特例)

第 11 条の 2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、平成 28 年度分又は平成 29 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 28 年度適用土地又は平成 28 年度類似適用土地であつて、平成 29 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(土地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第 11 条 次条から附則第 14 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額法附則第 18 条第 6 項(附則第 13 条の場合にあつては法附則第 19 条第 2 項において準用する法附則第 18 条第 6 項、附則第 13 条の 4 の場合には____、法附則第 21 条の 2 第 2 項において準用する法附則第 18 条第 6 項及び第 18 条の 3)

(平成 31 年度又は平成 32 年度)における土地の価格の特例)

第 11 条の 2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、平成 31 年度分又は平成 32 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地であつて、平成 32 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する**平成 27 年度から平成 29 年度まで**の各年度分の固定資産税の特例)

第 12 条 宅地等に係る**平成 27 年度から平成 29 年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る**平成 27 年度から平成 29 年度まで**の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る**平成 27 年度から平成 29 年度まで**の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい

(宅地等に対して課する**平成 30 年度から平成 32 年度まで**の各年度分の固定資産税の特例)

第 12 条 宅地等に係る**平成 30 年度から平成 32 年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る**平成 30 年度から平成 32 年度まで**の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る**平成 30 年度から平成 32 年度まで**の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい

て法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合**にあつては**、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る**平成 27 年度から平成 29 年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、**当該課税標準額**にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る**平成 27 年度から平成 29 年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。(農地に対して課する**平成 27 年度から平成 29 年度まで**の各年度分の固定資産税の特例)

第 13 条 農地に係る**平成 27 年度から平成 29 年度まで**の各年度分の固定資産税の額は当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税につ

て法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合**には**、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る**平成 30 年度から平成 32 年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、**前年度分の固定資産税の課税標準額**にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る**平成 30 年度から平成 32 年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。(農地に対して課する**平成 30 年度から平成 32 年度まで**の各年度分の固定資産税の特例)

第 13 条 農地に係る**平成 30 年度から平成 32 年度まで**の各年度分の固定資産税の額は当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税につ

いて法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に当該農地の当該年度の次の表に掲げる負担水準の区分に応じ、同表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する**平成 27 年度から平成 29 年度まで**の各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から**平成 30 年 3 月 31 日**までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)」に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第 17 条の 2 略

2 略

3 第 1 項(前項において、準用する場合を含

いて法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に当該農地の当該年度の次の表に掲げる負担水準の区分に応じ、同表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する**平成 30 年度から平成 32 年度まで**の各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から**平成 33 年 3 月 31 日**までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)」に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第 17 条の 2 略

2 略

3 第 1 項(前項において、準用する場合を含

む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から**第37条の7**まで、**第37条の9の4又は第37条の9の5**の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から**第37条の6**まで、**第37条の8又は第37条の9**の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第2条 町税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(たばこ税の課税標準) 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(3) 略</p>	<p>(たばこ税の課税標準) 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(3) 略</p>

第3条 町税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(たばこ税の課税標準) 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たば</p>	<p>(たばこ税の課税標準) 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たば</p>

この1本の金額に相当する金額（紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）**附則第48条第1項第1号**に定めるたばこ税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び第95条に規定するたばこ税の税率並びに一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率のそれぞれを1000で除して得た金額の合計額）を100分の60で除して計算した金額（第7項第2号において「紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額」という。））をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

4～10 略

（たばこ税の税率）

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき**5,692円**とする。

この1本の金額に相当する金額（紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）**附則第48条第1項第2号**に定めるたばこ税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び第95条に規定するたばこ税の税率並びに一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率のそれぞれを1000で除して得た金額の合計額）を100分の60で除して計算した金額（第7項第2号において「紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額」という。））をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

4～10 略

（たばこ税の税率）

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき**6,122円**とする。

第4条 町税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（たばこ税の課税標準）</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の本数に相当する金額（紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び第95条に規定するたばこ税の税率並びに一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保</p>	<p>（たばこ税の課税標準）</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の本数に相当する金額（紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額（たばこ税法（昭和59年法律72号）第11条第1項に規定する</p> <p>_____たばこ税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び第95条に規定するたばこ税の税率並びに一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保</p>

<p>に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率のそれぞれを1000で除して得た金額の合計額）を100分の60で除して計算した金額（第7項第2号において「紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額」という。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び法第467条第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 略 (たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。</p>	<p>に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率のそれぞれを1000で除して得た金額の合計額）を100分の60で除して計算した金額（第7項第2号において「紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額」という。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び法第467条第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 略 (たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,552円とする。</p>
---	---

第5条 町税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（会社（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第3条第1項に規定する会社をいう。以下この条において同じ。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造する特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 条で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこ</p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（会社（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第3条第1項に規定する会社をいう。以下この条において同じ。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造する特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 条で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条_____において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこ</p>

の本数は、**第1号**に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、**第2号**に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び**第3号**に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2)～(3) 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は**第3項第1号**に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 **第3項第2号**に掲げる方法により加熱式たばこの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。以下この項及び次項において同じ。)を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 略

7 **第3項第3号**に掲げる加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額の合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの**第3項第3号ア**に定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した

の本数は、**次** _____ に掲げる方法により換算した _____

_____ 紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)～(2) 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合 _____

_____における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 **第3項第1号**に掲げる方法により加熱式たばこの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。以下この項及び次項において同じ。)を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 略

7 **第3項第2号**に掲げる加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額の合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの**第3項第2号ア**に定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 略

9 略

第6条 町税条例の一部を改正する条例（平成27年福島町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (町たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 千本につき2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 千本につき3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 千本につき4,000円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項)に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ</p>	<p>附 則 (町たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、町税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 千本につき2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 千本につき3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 千本につき4,000円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(町税条例第92条の2第1項)に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ</p>

3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、千本につき430円とする。

5～12 略

13 **平成31年4月1日**前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、千本につき**1,262円**とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
略		

3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、千本につき430円とする。

5～12 略

13 **平成31年10月1日**前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、千本につき**1,692円**とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日
略		

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中町税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定
平成30年10月1日
- (2) 第1条中町税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定
平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定
平成31年4月1日
- (4) 第2条中町税条例第94条第3項の改正規定
平成31年10月1日
- (5) 第1条中町税条例第23第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定
平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定
平成32年10月1日
- (7) 第1条中町税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定
平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定
平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定
平成34年10月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の町税条例（次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。
- 4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市（町・村）たばこ税）

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ町税条例等の一部を改正する条例（平成27年福島町条例第19号）附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の町税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号。附則第8条第2項及び第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第 号様式による申告書を平成30年10月31日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、	町税条例の一部を改正する条例 (平成 30 年福島町条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 30 年改正条例」 という。) 附則第 5 条第 3 項
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 2 項
第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申 告書又は第 139 条第 1 項の申告 書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正 する省令(平成 30 年総務省令第 号) 別記第 様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項

5 30 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第一項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、それぞれ施行規則第 34 号の 2 様式若しくは第 34 号の 2 の 2 様式又は第 34 号の 2 の 6 様式による申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置)

第 7 条 平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間における前条第 4 項の規定の適用については、同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」とあるのは、「第 98 条第 1 項」とする。

(町たばこ税に関する経過措置)

第 8 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第 9 条 平成 32 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 9 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数と

し、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第 号様式による申告書を平成32年11月2日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の町税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	町税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第号）別記第 様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

- 5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市（町・村）たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（町たばこ税に関する経過措置）

- 第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第 号様式による申告書を平成33年11月1日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第4条の規定による改正後の町税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	町税条例の一部を改正する条例（平成30年福島町条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第 様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規

定により、それぞれ施行規則第34号の2様式若しくは第34号の2の2様式又は第34号の2の6様式による申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

福島町国民健康保険税条例の一部改正について

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年4月23日 提出

福島町長 鳴海 清春

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福島町国民健康保険税条例(昭和35年福島町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))の合算額とする。</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業納付金」という。))の納付に要する費用のうち道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険</u></p>

- 2 前項_____の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が**54万円**を超える場合においては、基礎課税額は、**54万円**とする。
- 3 第1項_____の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項_____の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3)介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

- 2 前項**第1号**の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が**58万円**を超える場合においては、基礎課税額は、**58万円**とする。
- 3 第1項**第2号**の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項**第3号**の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者_____である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**54万円**を超える場合には、**54万円**)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**27万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**49万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 略

2 前項の**申告書を提出する場合には**、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類_____を提示しなければならない。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**58万円**を超える場合には、**58万円**)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**27万5千円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**50万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 略

2 前項の**申告書の提出に当たり**、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の**提示を求められた場合には、これら**を提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(適用区分)

第2条 改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第4号

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年4月23日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) (略) (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) (略) 2 (略)	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) (略) (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) (略) 2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

議案第 5 号

平成 3 0 年度福島町一般会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度福島町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,331 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,937,818 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 4 月 2 3 日提出

福島町長 鳴海 清春

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 繰 入 金		313,882	3,831	317,713
	2 基 金 繰 入 金	313,879	3,831	317,710
18 諸 収 入		56,882	2,500	59,382
	5 雑 入	34,014	2,500	36,514
歳 入 合 計		3,931,487	6,331	3,937,818

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教 育 費		247,197	2,500	249,697
	4 社 会 教 育 費	18,480	2,500	20,980
12 諸 支 出 金		208,925	3,831	212,756
	2 特別会計繰出金	205,425	3,831	209,256
歳 出 合 計		3,931,487	6,331	3,937,818

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 繰入金	313,882	3,831	317,713
18 諸収入	56,882	2,500	59,382
歳入合計	3,931,487	6,331	3,937,818

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
10 教育費	247,197	2,500	249,697			2,500	
12 諸支出金	208,925	3,831	212,756				3,831
歳出合計	3,931,487	6,331	3,937,818			2,500	3,831

入 歳

2 歳 入

16 款 繰入金
2 項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 財政調整基金繰入金	206,522	3,831	210,353	1 財政調整基金繰入金	3,831	財政調整基金繰入金	3,831
計	313,879	3,831	317,710				

18 款 諸収入

5 項 雑入

1 雑入	32,052	2,500	34,552	9 雑入	2,500	コミュニティ助成事業収入	2,500
計	34,014	2,500	36,514				

歲 出

3 歳 出

10 款 教育費

4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明		
				特	財	源	区	分			金	額
1 社会教育総務費	14,578	2,500	17,078			2,500	19 負担金・補助及び交付金	2,500	芸術・文化費 19 任意団体助成金	2,500		
計	18,480	2,500	20,980	0	0	2,500	0	0				

12 款 諸支出金

2 項 特別会計繰出金

1 繰出金	205,425	3,831	209,256			3,831	28 繰出金	3,831	繰出金 28 国民健康保険特別会計繰出金 28 町立診療所特別会計繰出金	3,831 1,989 5,820
計	205,425	3,831	209,256	0	0	0	0	3,831		

議案第6号

平成30年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,393千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ744,243千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年4月23日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 道支出金		576,531	△ 73	576,458
	1 道負担金	576,531	△ 73	576,458
4 繰入金		64,961	△ 1,989	62,972
	1 他会計繰入金	64,961	△ 1,989	62,972
6 諸収入		550	△ 331	219
	1 雑入	546	△ 331	215
歳入合計		746,636	△ 2,393	744,243

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		8,302	△ 2,393	5,909
	4 特別対策事業費	4,099	△ 2,393	1,706
歳出合計		746,636	△ 2,393	744,243

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 道 支 出 金	576,531	△ 73	576,458
4 繰 入 金	64,961	△ 1,989	62,972
6 諸 収 入	550	△ 331	219
歳入合計	746,636	△ 2,393	744,243

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	8,302	△ 2,393	5,909	△ 73		△ 2,320	
歳出合計	746,636	△ 2,393	744,243	△ 73		△ 2,320	

入 歳

2 歳 入

3 款 道支出金

1 項 道負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 保険給付費等負担金	576,531	73	576,458	2 保険給付費等負担金(特別交付金)	73	保険者努力支援分	73
計	576,531	73	576,458				

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	64,961	1,989	62,972	2 一般会計繰入金	1,989	事務費繰入金	1,989
計	64,961	1,989	62,972				

6 款 諸収入

2 項 雑入

5 雑入	542	331	211	2 保険料負担金収入	331	臨時事務員社会保険料負担金収入	331
計	546	331	215				

歲 出

3 歳 出

1 款 総務費

4 項 特別対策事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国道支出金	定 地方債	財 源 その他			
1 医療費適正化特別対策事業費	4,099	2,393	1,706	73 道支出金		2,320 繰入金 1,989 諸収入 331		医療費適正化特別対策事業費 4 社会保険料 4 労働保険料 4 雇用保険料 7 臨時職員賃金 11 図書代 13 歯科レセプト点検委託料 13 レセプト点検委託料 13 柔道整備分点検委託料	2,393 650 7 24 2,139 20 253 615 85
計	4,099	2,393	1,706	73	0	2,320			0

議案第7号

平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

平成30年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91,460千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183,470千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年4月23日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療事業収入		10	78,740	78,750
	1 診療収入	10	78,000	78,010
	2 診療外収入	0	740	740
2 繰入金		9,200	5,820	15,020
	1 一般会計繰入金	9,200	5,820	15,020
3 町債		82,800	6,900	89,700
	1 町債	82,800	6,900	89,700
歳入合計		92,010	91,460	183,470

第1表 歳入歳出予算補正

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,500	36,136	39,636
	1 総務管理費	3,500	36,136	39,636
2 診療事業費		88,200	55,324	143,524
	1 診療費	88,200	55,324	143,524
歳出合計		92,010	91,460	183,470

第2表 地方債補正（変更）

(単位：千円)

起債の目的	補正		補		正		後	
	補 限度額	起債の方法	起債の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
町立診療所施設改修等事業債	82,800	普通貸借又は証券発行	3.0%以内	89,700	左に同じ	左に同じ	左に同じ	

償還の方法
政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができ。

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療事業収入	10	78,740	78,750
2 繰入金	9,200	5,820	15,020
3 町債	82,800	6,900	89,700
歳入合計	92,010	91,460	183,470

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	3,500	36,136	39,636			5,820	30,316
2 診療事業費	88,200	55,324	143,524		6,900		48,424
歳出合計	92,010	91,460	183,470		6,900	5,820	78,740

入 歳

2 歳 入

1 款 診療事業収入

1 項 診療収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国民健康保険診療報酬収入	10	15,400	15,410	1 現年度分	15,400	国民健康保険診療報酬収入
2 社会保険診療報酬収入	0	11,550	11,550	1 現年度分	11,550	社会保険診療報酬収入
3 後期高齢者医療診療報酬収入	0	38,500	38,500	1 現年度分	38,500	後期高齢者医療診療報酬収入
4 一部負担金	0	11,550	11,550	1 現年度分	11,550	一部負担金
5 その他の診療報酬収入	0	1,000	1,000	1 現年度分	1,000	その他の診療報酬収入
計	10	78,000	78,010			

1 款 診療事業収入

2 項 診療外収入

1 使用料及び手数料	0	720	720	1 使用料	10	各種使用料収入
				2 手数料	710	予防接種手数料 主治医意見書等作成手数料 証明書等交付手数料 その他手数料
2 預金利子	0	10	10	1 預金利子	10	預金利子

1 款 診療事業収入

2 項 診療外収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 雑入	0	10	10	1 雑入	10	雑入	10
計	0	740	740				

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	9,200	5,820	15,020	1 一般会計繰入金	5,820	一般会計繰入金	5,820
計	9,200	5,820	15,020				

3 款 町債

1 項 町債

1 施設改修等事業債	82,800	6,900	89,700	1 施設改修等事業債	6,900	町立診療所施設改修等事業債	6,900
計	82,800	6,900	89,700				

歳

出

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説 明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	財 源 そ の 他			
1 一般管理費	3,500	36,136	39,636			5,820 繰入金	30,316	一般管理費	
								2 給料	
								2 一般職給	
								3 扶養手当	
								3 期末手当(一般職)	
								3 寒冷地手当(一般職)	
								3 住居手当(一般職)	
								3 児童手当	
								3 時間外勤務手当	
								3 勤勉手当	
								3 通勤手当	
								4 共済組合負担金	
								4 退職手当組合負担金	
								4 公務災害補償基金負担金	
								7 臨時看護師賃金	
								7 臨時事務員賃金	
								8 記念品代	
								9 普通旅費	
								11 購読料	
								11 食糧費	
								11 印刷製本費	
								11 修繕費	
								12 通信運搬費	
								13 委託料	
								14 使用料及び賃借料	
								18 備品購入費	

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国 道 支 出 金	財 地 方 債	源 そ の 他			
							19 負担金・補助 及び交付金	863	12 広告料 300 12 クリーニング代 100 12 火災保険料 50 12 各種手数料 100 13 放射線管理区域漏洩線量測定業務委託料 70 13 機械警備委託料 324 13 施設清掃業務委託料 678 13 除排雪業務委託料 150 13 消防用設備等総合点検保守委託料 150 13 電気保安業務委託料 200 14 テレビ受信料 50 14 機械・器具等借上料 200 14 複写機借上料 50 18 事業用備品購入費 2,370 18 貸付被服購入費 120 18 ソフトウェア購入費 200 19 日本医師会費 46 19 北海道医師会会費 24 19 渡島医師会会費 73 19 渡島医師会開業負担金 500 19 各種負担金 200

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国道支出金	財 地方	源 その他			
						一般財源			
計	3,500	36,136	39,636	0	0	5,820	30,316		19 福祉協会負担金 20

2 款 診療事業費

1 項 診療費

1 診療費	88,200	55,324	143,524	6,900 町債	48,424	11 需用費	31,300	診療費	55,324
						12 役務費	250	11 医薬材料費	31,000
						13 委託料	20,237	12 電子カルテV P N通信費	200
								12 医療廃棄物処理手数料	50
						18 備品購入費	3,537	13 医療事務コンピュータ保守管理業務委託料	520
								13 臨床検査業務委託料	1,000
								13 診療業務委託料	15,150
								13 医療機器設置委託料	167
								13 町立診療所医師用住宅設計委託料	3,400
計	88,200	55,324	143,524	6,900	48,424			18 医療機器等購入費	3,537

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	給 与 費							共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計			
本年度	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										
前年度	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										

2. 一般職

(1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
本 年 度	5		13,620	7,369	20,989	7,602	28,591	
前 年 度								
比 較	5		13,620	7,369	20,989	7,602	28,591	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
		本年度	330	3,217	2,105	327		220	818		152
	前年度										
	比 較	330	3,217	2,105	327		220	818		152	

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		本年度	200							
	前年度									
	比 較	200								7,369

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 千円	増減事由別内訳	千円	説明	備 考
給料	13,620	新規採用による増	13,620	診療所開設による 新規採用者の増	
職員手当	7,369	新規採用による増 扶養手当 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当 住居手当 時間外勤務手当 通勤手当 児童手当	 330 3,217 2,105 327 220 818 152 200	診療所開設による 新規採用者の増	

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
30年4月1日現在	平均給料月額(円)		
	平均給与月額(円)		
29年4月1日現在	平均年齢(歳)		
	平均給料月額(円)		
	平均給与月額(円)		
	平均年齢(歳)		

イ 初任給

(円)

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度 一般職(一)
高 校 卒	147,100	147,100	147,100
大 学 卒	179,200	179,200	179,200

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
30年4月1日現在	6級			6級		
	5級			5級		
	4級			4級		
	3級			3級		
	2級			2級		
	1級			1級		
	計			計		
29年4月1日現在	6級			6級		
	5級			5級		
	4級			4級		
	3級			3級		
	2級			2級		
	1級			1級		
	計			計		

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	課長 参事	課長 参事 課長補佐(主幹)	課長補佐(主幹) 係長(主査)	係長(主査) 主任	主任 主事	主事 主事補

エ 昇給

区分	職員数	合計	代表的な職種		
			一般行政職	技能労務職	
本年度	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	1号給(人)			
		2号給(人)			
		3号給(人)			
		4号給(人)			
		5号給(人)			
		6号給(人)			
		7号給(人)			
		8号給(人)			
	比 率 (B)/(A) (%)				
前年度	職員数 (A) (人)				
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	1号給(人)			
		2号給(人)			
		3号給(人)			
		4号給(人)			
		5号給(人)			
		6号給(人)			
		7号給(人)			
		8号給(人)			
比 率 (B)/(A) (%)					

オ 期末手当

区分	支給期支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階の級等による加算措置	備考
	6月	12月	3月			
本年度	1.225	1.375		2.60	3級5% 4級~5級10% 6級15%	
前年度	1.225	1.375		2.60	3級5% 4級~5級10% 6級15%	
国の制度	1.225	1.375		2.60	3級5% 4級~5級10% 6級15%	

カ 勤働手当

区分	支給期支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階の級等による加算措置
	6月	12月	3月		
本年度	0.900	0.900		1.80	3級5% 4級～5級10% 6級15%
前年度	0.850	0.850		1.70	3級5% 4級～5級10% 6級15%
国の制度	0～1.5	0～1.5		0～3.0	3級5% 4級～5級10% 6級15%

キ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(3～45%加 算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(3～45%加 算)	

ク 地域手当

支給対象地域	札幌市
支給率 (%)	3%
支給対象職員数 (人)	0人
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3%

ケ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種
		一般行政職
給料総額に対する比率(%)		
支給対象職員の比率(%)		
代表的な特殊勤務手当の名称		

コ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	同 じ	

報告第1号

専決処分した事件の報告について

別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年4月23日提出

福島町長 鳴海 清春

専 決 処 分 書

平成29年度福島町の一般会計補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月28日

福島町長 鳴海 清春

平成29年度福島町一般会計補正予算（第13号）

平成29年度福島町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地 方 交 付 税		1,778,678	14,369	1,793,047
	1 地 方 交 付 税	1,778,678	14,369	1,793,047
12 国 庫 支 出 金		207,318	15,000	222,318
	2 国 庫 補 助 金	98,195	15,000	113,195
16 繰 入 金		547,249	△ 29,369	517,880
	2 基 金 繰 入 金	540,184	△ 29,369	510,815
歳 入 合 計		4,149,225	0	4,149,225

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		391,869	0	391,869
	2 道 路 橋 梁 費	186,420	0	186,420
歳 出 合 計		4,149,225	0	4,149,225

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	1,778,678	14,369	1,793,047
12 国庫支出金	207,318	15,000	222,318
16 繰入金	547,249	△ 29,369	517,880
歳入合計	4,149,225	0	4,149,225

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
8 土木費	391,869	0	391,869	15,000			△ 15,000
歳出合計	4,149,225	0	4,149,225	15,000			△ 15,000

入 歳

2 歳入

9 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	1,778,678	14,369	1,793,047	1 地方交付税	14,369	特別交付税	14,369
計	1,778,678	14,369	1,793,047				

(単位：千円)

1 2 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

5 土木費国庫補助金	83,296	15,000	98,296	5 雪寒地域道路 事業費補助金	15,000	臨時市町村道除雪事業費補助金	15,000
計	98,195	15,000	113,195				

88

1 6 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	277,493	29,369	248,124	1 財政調整基金 繰入金	29,369	財政調整基金繰入金	29,369
計	540,184	29,369	510,815				

歳

出

3 歳出

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国道支出金	定 地方債	財 源 その他	区 分	金 額	
2 道路維持費	116,317	0	116,317	15,000 国庫支出金			15,000 一般財源		財源繰替えによる
計	186,420	0	186,420	15,000	0	0	15,000		